

小矢部市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

平成27年3月

小矢部市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、小矢部市においても、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議、実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連絡体制を構築し、「小矢部市通学路交通安全プログラム」を策定し、今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、下記組織の代表者をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置し、本プログラムは、この会議において議論し、策定するものとします。

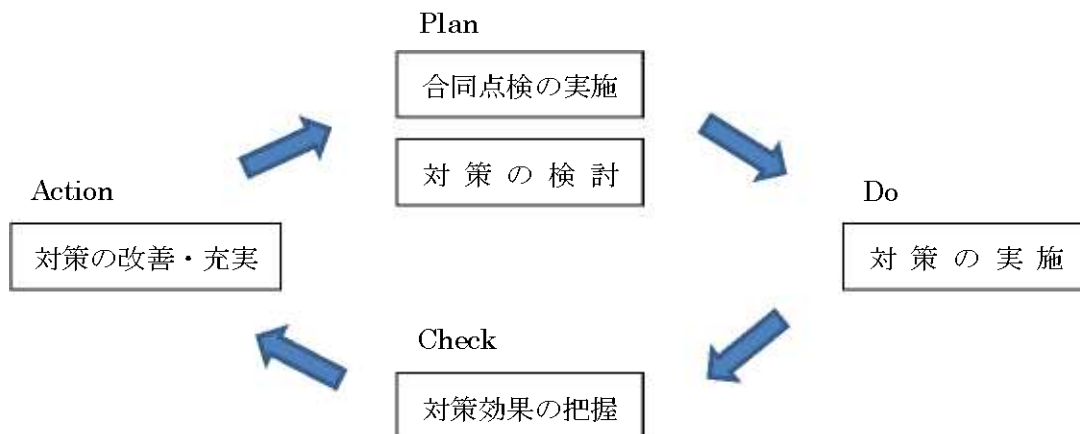
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
高岡国道維持出張所
- ・ 小矢部警察署
- ・ 小矢部土木事務所
- ・ 小矢部市産業建設部建設課
- ・ 小矢部市民生部生活環境課
- ・ 小矢部市小学校校長会
- ・ 小矢部市中学校校長会
- ・ 小矢部市 PTA 連絡協議会
- ・ 小矢部市交通安全協会
- ・ 小矢部市交通指導員協議会
- ・ 小矢部市教育委員会

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検

合同点検の実施時期等

- ・市内の5小学校において1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所への把握も必要であることから、必要に応じて冬期間も実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、PTA 等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置、カーブミラーの設置、信号機の設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育、通学の仕方の指導等ソフト対策などの対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等については、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・学校、保護者等へのアンケートの実施
- ・対策実施前後の状況から必要に応じてデータ測定の実施（車両と歩行者の離間等）など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公開

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため「対策一覧表」、「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。